

航空コンテナ積替確認実施要領

(目的及び定義)

第1 航空コンテナ詰め外国貨物(植物)を国内の空港において他の空港に輸送することを目的として積替えが行われる場合において、通過地空港における当該コンテナの積替えの確認を統一的、かつ、円滑に行うため、この要領を定める。

2 この要領で「指定密閉形航空コンテナ」とは、別表に掲げる基準に適合する航空コンテナであつて、あらかじめ植物防疫法施行規則第6条第1項第2号に掲げる飛行場を管轄する植物防疫所(植物防疫事務所を含む。)の支所長又は出張所長(以下支所長等という。)が、病虫害の散逸する恐れのないものとして指定したものをいう。

3 この要領で「積替え」とは、航空コンテナをその仕向先空港以外の空港において、一時的に航空機から卸下した後、開扉することなく当該空港内で速やかに再び航空機に積み込むことをいう。

(指定の申請)

第2 植物防疫官は、航空コンテナについて第1第2項の密閉形航空コンテナとして指定を受けようとする者に対し、指定密閉形航空コンテナ指定申請書(別記様式ノ)に当該コ

ンテナの構造明細書を添付させ、支所長等に提出させるものとする。

(審査)

第3 支所長等は、第2の申請書の提出があつたときは植物防疫官に次の審査を行わせるものとする。ただし、(1)の審査の結果、当該申請に係るコンテナが別表に掲げる基準に適合しないと認めるときは、植物防疫官は(2)の審査は行わないものとする。

(1) 書類審査

当該コンテナが別表に掲げる基準に適合するか否かの申請書及び構造明細書に基づく書類審査

(2) 航空コンテナの審査

(1)の審査を行つたコンテナの1%以上について、構造等が申請書の記載事項と合致しているか否かの実地審査

(審査結果の報告)

第4 植物防疫官は、第3の審査の実施後遅滞なくその結果を取りまとめ、意見を付して支所長等に報告するものとする。

(指定の決定)

第5 支所長等は、第4の報告を受けたときはその内容を審査し、別表に掲げる基準に適合しているコンテナであつて、かつ、病虫害の散逸の恐れのないと認めるものについては、第1第

2項の密閉形航空コンテナーとして指定するものとする。

(指定の通知)

第6 支所長等は、第5の指定を行つたときは、遅滞なく指定密閉形航空コンテナー指定通知書(別記様式2)により、申請者に通知するものとする。

(指定の通報及び公示)

第7 支所長等は、第5の指定を行つたときは、直属の植物防疫所長(植物防疫事務所長を含む。以下同じ。)に通報するものとする。

2 前項により通報を受けた植物防疫所長は、他の植物防疫所長並びにその管下の第8の各号に掲げる空港を管轄する支所長及び出張所長に通報するものとする。

3 前項により通報を受けた他の植物防疫所長は、その管下の第8の各号に掲げる空港を管轄する支所長及び出張所長に通知するものとする。

4 植物防疫所長並びに第8の各号に掲げる空港を管轄する支所長及び出張所長は、指定された密閉形航空コンテナーにつき公示するものとする。

(空港の要件)

第8 積替えは、(1)に掲げる空港を仕向地とする指定密閉形航空コンテナーについて、(2)に掲げる空港において行うことがで

きるものとする。

(1) 新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港

(2) 新東京国際空港、東京国際空港、名古屋空港、大阪国際空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港

(積替えの確認申請)

第9 積替えが行われる空港を管轄する植物防疫所の支所又は出張所に属する植物防疫官は、積替えを行おうとする者に対し、積替届(別記様式3)に航空運送状(Air Waybill)の写しを添付の上提出させるものとする。

(指定密閉形航空コンテナーの確認等)

第10 植物防疫官は、第9の書類の提出があつたときは、その書類に基づき、当該コンテナーが指定密閉形航空コンテナーであるかどうかについての確認を行うものとする。

なお、当該書類に記載された植物及び仕出地等から判断して必要があると認めたときは、当該航空コンテナーの密閉状態等についても確認を行うものとする。

(仕向先空港における検査等)

第11 植物防疫官は、第10の確認を行い当該コンテナーが指定密閉形航空コンテナーであり、密閉状態が良好なものであると認めた場合において、当該コンテナー内の貨物が輸入禁止

品に該当せず、かつ、取締上支障がないと認めたときは、仕向先空港で検査を受けさせることができる。

2 植物防疫官は、前項の規定により仕向先空港で検査を受けさせるときは、第7の積替届に積替確認印（別記様式4）を押印し、積替えを行おうとする者に交付するものとする。

（外国向けに積み替える場合の準用）

第2 第1から第10までの規定は、本邦以外の空港を仕向地とする指定密閉形航空コンテナの積替えに準用する。この場合において第8の本文中「(1)に掲げる空港を仕向地とする指定密閉形航空コンテナについて、(2)に掲げる空港において」とあるのは「(2)に掲げる空港において」に読み替えるものとする。

別 表（第1関係）

指定密閉形航空コンテナの基準

申請されたコンテナが、次の各号のすべてに該当するものであること。

1. 航空コンテナであつて、航空機による輸送に用いられるものとして製作されたものであること。
2. 床、側壁、屋根及び扉が、アルミ合金、FRP（ガラス繊維補強プラスチック）又はこれらと同等以上の耐久性を有する材質で作られていること。
3. IATA ID コードが AAA, AQA, AQ6, ASG, AVB, AVE, AVM, AVN, AWB, CPN, DVN, DVT, SAA 又はこれらと同等以上の密閉構造であること。

別記様式ノ（第2関係）

指定密閉形航空コンテナ指定申請書

昭和 年 月 日

植物防疫所（ 支 所 ）長 殿
出張所

住 所

氏 名

印

下記航空コンテナを植物の積替えに用いる指定密閉形航空コンテナとして、指定されたく、航空コンテナの構造明細書を添えて申請致します。

記

会 社 名 (記 号)	IATA ID コ ー ド	航空コンテナ番号	コンテナ 数	材質適用 機種	備考

別添

航空コンテナの構造明細書

IATA ID コード:

番号:

項 目	明 細		
ベース寸法	mmx	mmx	mm
外形寸法	mmLx	mmWx	mmH
扉開口寸法	mmLx	mmH	
外 容 積	m ³		
内 容 積	m ³		
自 重	Kg		
最大総重量	Kg		

注) 外形寸法、容積、自重等は標準的なものの例とする。

概 観 図(縦、横及び高さを記入する。)

別記様式2(第6関係)

指定密閉形航空コンテナ指定通知書

番 号
昭和 年 月 日

殿

植物防疫所(支 所)長 印
出張所

貴社から植物の積替えに用いる指定密閉形航空コンテナとして指定方申請のあつた件は、下記の条件を付して、別記のとおり指定する。

記

1. 積替えに使用する場合においては、密閉状態が良好なものを使用することとし、破損等が生じたものは絶対に使用しないこと。
2. 当該航空コンテナは、到着後航空機への積替えが終了するまでの間は開扉しないこと。
3. 積替えを行う都度、その内容を書面及び航空運送状の写しをもつて植物防疫官に届け出ること。
4. 当該航空コンテナの積替えは同一空港内で行うこと。
5. 当該航空コンテナを使用しなくなつたときは、その旨を指定を行つた植物防疫所の支所長又は出張所長に届け出ること。

別記

会社名 (記号)	IATA ID コード	航空コンテナ 番号	コンテナ 数	材質	適用 機種	備考

別記様式3 (第9関係)

積 替 届

昭和 年 月 日

植物防疫所(支 所) 植物防疫官 殿
出張所

住 所

氏 名

印

下記のとおり積替えを行いたいのので、航空運送状(Air Waybill)
を添付してお届け致します。

記

指定密閉形航空コンテナの所有会社名(記号) :

IATA ID コード :

航空コンテナ番号 :

到 着 日 時 :

出発予定日時 :

保 管 場 所 :

確 認 印

